

■ 委員長報告概要 ■

	平成 31 年 3 月定例会
	総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 23 号 山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	芸術顧問の廃止と、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して能率給を支給するための改正
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 芸術顧問制度を廃止し、新たに芸術文化アドバイザー制度を創設して、ガラスやかるた等についても専門的知識を有する者からのアドバイスを受ける。 * 芸術顧問は、非常勤の特別職ということで地方公務員法適用だったが、アドバイザー制度は報償費で払うので、要綱を設置して対応する。 * 芸術顧問は、今後も本市の芸術文化の振興に対し、芸術文化アドバイザーとして協力を得る。 * アドバイザーは 4 人から 5 人、報酬は相談したごとに支払い、1 回 1 万円で 100 回を予定している。 * 平成 28 年 4 月に農業委員会等に関する法律が改正され、農地等の利用の最適化を行うことが明確化され、農業委員及び農地利用最適化推進委員の行う農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消をする活動に対し、農地利用最適化交付金事業が創設された。その活動実績及び成果実績に応じて県から交付金を受け、その全額を活動に対する能率給として支給しようとするもの。 * 能率給の上限額は 55 万 7,333 円であるが、本市の現状で算定すると 31 万 5,000 円程度となる。 * 能率給は、現行の報酬とは別に国の定める基準に基づき算定され、年度末に一括して支給される。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 31 年 3 月定例会
	総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 24 号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
概 要	「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」の施行により、平成 31 年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が、現在の 8% から 10% に引き上げられることに伴い、山陽小野田市厚狭地区複合施設条例のほか、25 の条例について、消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分を、使用料等の額に転嫁するため、所要の改正を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 10 円未満の端数処理は、基本的には切り捨てて計算している。 * 10 月 1 日からの消費増税が延期又は中止になった場合、議案第 24 号の条例を改める条例を整備する。 * 市民へはできる限りの周知を図っていく。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

		平成 31 年 3 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 25 号 山陽小野田市民館条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	平成 31 年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% に引き上げられることに伴う使用料の見直しと、会議室等について 1 時間当たりの単価を導入し、エレベーターの設置に伴い面積が減少する第 2 講義室については、使用料の改正を行う。さらに、器具使用料は削除及び追加を行うもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 市民にとって非常に使いやすいという観点から、1 時間単位にした。</p> <p>* 使用時間区分帯が文化会館と統一されていない点についてはどのような形が使いやすいのかということについて今後検討して、改正が必要であれば改正していく。</p>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

		平成 31 年 3 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 26 号 山陽小野田市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	消費税率が 8% から 10% へ引き上げられることに伴う使用料の見直しと、研修室及びスタジオについて 1 時間当たり単価を導入するもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 住民の利便性の向上と施設利用稼働率の向上を目的として、1 時間当たり単価を導入した。</p> <p>* 使用料単価は、現行の午前、午後及び夜間の区分単価をそれぞれの時間数で割った数値の平均額としている。</p>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

■ 委員長報告概要 ■

		平成 31 年 3 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 27 号 山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	消費税率が 8%から 10%へ引き上げられることに伴う使用料の見直しと、山陽小野田市民体育館の会議室について 1 時間当たりの単価を導入するもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 住民の利便性の向上と施設利用稼働率の向上を目的として、1 時間当たり単価を導入した。</p> <p>* 使用者の中に市内の人がいても、申込者の所在で料金を設定をしているので、申込者が市外であれば使用料金は 5 割増しや 3 倍になる。</p>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

		平成 31 年 3 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 41 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について	
概 要	山口県市町総合事務組合において、組合格約の変更が必要となったため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 平成 31 年 3 月 31 日限りで養護老人ホーム秋楽園が解散することに伴い、同事務組合から脱退する。</p> <p>* 平成 31 年 4 月 1 日から、公平委員会の設置及び公平委員会の権限に関する事務を共同処理する団体に、光市及び光地区消防組合が加わる。</p>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

■ 委員長報告概要 ■

		平成 31 年 3 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 42 号 山口県市町総合事務組合の財産処分について	
概 要	養護老人ホーム秋楽園が同事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱することに伴う財産処分について、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 離脱する組合が納付した負担金の額と離脱する組合の職員に支給した退職手当の額に、山口県市町総合事務組合負担金条例施行規則第 6 条に規定する額を加算した額との差額を還付又は徴収する。</p> <p>* これに伴う本市の財政負担はない。</p>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

		平成 31 年 3 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 45 号 山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	長時間労働の是正のための措置として地方公務員についても超過勤務命令を行うことができる上限を規則で定めるもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 国の基準は原則として 1 か月に 45 時間かつ 1 年に 360 時間以内の範囲と定め、特殊な業務等については 1 か月に 100 時間未満、1 年に 720 時間未満となっているが、山陽小野田市はどうするか今後検討する。</p>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

■ 委員長報告概要 ■

	平成 31 年 3 月定例会
	総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 49 号 埴生小・中学校整備事業（児童棟新築 建築主体・付帯工事）請負契約の一部変更について
概 要	基礎の工事を進める過程で一部のくいで長短が生じ、くいの長さが増加したこと等により請負金額を変更するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 契約金額 6 億 5,772 万円を 6 億 6,216 万 9,600 円とする。 * 設計上想定していた 315 本のくいの総延長が 1,819.8 メートルで、実際に施工したところ 1,853.5 メートルとなりその差が 33.7 メートルとなった。 * 他の場所で作ったくいを持ってきて施工するのではなく、軟弱な土を良質な土に改良するセメント系固化材と現地の土をかくはんして、現場で作る工法である。 * 現場に工事監理者が常駐してデータを確認ながら、くいが支持層に達したか確認した。 * 地盤改良して強度を満たしているかどうかは、計算ではなくサンプルを抜いて圧縮試験をした。 * 土地の建設汚泥の追加が 180 立方メートルで、これは産業廃棄物であり今回の増額に処分代が含まれている。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

		平成 31 年 3 月定例会
		民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 14 号 平成 31 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について	
概 要	<p>平成 31 年度は、国保制度改革県広域化後 2 年目の予算で、歳入歳出とも 75 億 2,696 万 4,000 円となり、前年度当初予算比 9.9%、6 億 8,028 万 2,000 円の増額</p> <p>国民健康保険の運営についての 2 つの視点①国民健康保険財政健全運営。県に納付する事業費納付金が増額になることが想定されるが、保険料を大幅に値上げすることがないように財政規律を堅持する中で、保有する基金を計画的かつ有効に活用。②健康事業の推進。大局的に社会的コストを従来の「生活習慣病の治療」から「予防・健康づくり」へシフトさせて、医療費の適正化を図りながら被保険者の方の健康寿命延伸に努めたいとの市の考え</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 歳出 1 款 3 項 1 目運営協議会費について、委員 14 名のうち報酬支払対象者 12 名分を計上。平成 29 年度と 30 年度は県広域化に関し年 3 回開催したが、平成 31 年度は従来の年 2 回 * 2 款保険給付費については、それぞれ、平成 30 年度の一人当たり医療費見込と平成 31 年度被保険者数及び県が試算した一人当たり医療費伸び率見込 1.045 を乗じた金額 * 5 款保健事業費 1 項 1 目疾病予防費には、新規事業の「糖尿病性腎症重症化予防事業」と「脳ドック検診補助金」を計上 * 予算の計上はないが、新たに協会けんぽ山口支部と健康づくりの推進に向けた包括的連携協定を締結 * 5 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費は対前年度 587 万 2,000 円増額の 4,913 万 6,000 円で、増額となった主な要因は、13 節委託料の特定健診委託料において自己負担金を無料化したことによるもので、全額県補助金 * 特定健診の集団健診の実施回数について、平成 31 年度は従来の 14 回から 2 回増やし、16 回実施 * 歳入 7 款 2 項 1 目国民健康保険基金繰入金は、必要となる保険料と今年度同率で試算した保険料との差額分 2 億 3,782 万 1,000 円を計上し、基金残高は 9 億 846 万 9,883 円 	
討 論	賛成討論あり	
結 果	全員賛成で可決	

■ 委員長報告概要 ■

	平成 31 年 3 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 15 号 平成 31 年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について
概 要	第 7 期介護保険事業計画の 2 年度目に当たる平成 31 年度の予算総額は歳入歳出とも 64 億 9,969 万 5,000 円で、前年度当初予算比 2.1%、1 億 3,448 万 3,000 円の増額
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 歳出 1 款の介護認定審査会の構成委員は、医師 10 名、歯科医師 4 名、薬剤師 4 名、作業療法士 2 名、理学療法士 2 名、看護師 1 名、介護職員 17 名で、報酬は一律 1 万 7,460 円 * 介護認定審査について、申請から結果が出るまで最短 1 か月 * 歳出 3 款で、住民運営通いの場（いきいき百歳体操）は現在 68 か所で、毎年計画値では 9 か所ずつ増やし、2025 年に 121 か所を目標 * 介護支援ボランティア活動事業については、今年の登録者数の見込み 180 人 * 安心ナースホン委託料については 385 名分で、利用者数は平成 31 年 1 月末で 330 人 * 見守りネットさんようおのだの登録者は 3 月 7 日現在 724 名で、メール配信の平成 30 年度実績見込みは 5 件 * 認知症カフェ事業は、小野田地区 4 か所に委託 * 保険料未納額は 2 月末で 1,861 万 1,819 円 * 今年度督促状を送付した件数が 2,677 件。催告状の送付件数が 575 件
討 論	反対討論あり
結 果	賛成多数で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 31 年 3 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 16 号 平成 31 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について
概 要	後期高齢者医療は 2 年を 1 期として制度の見直しを行っており、平成 31 年度は第 6 期。歳入歳出とも 10 億 5,785 万 4,000 円で、前年度当初予算比 3.7%、4,117 万 6,000 円の減額
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 保険料率について、平成 31 年度は平成 30 年度と同じで、所得割率が 10.28%。均等割額が 5 万 2,444 円。一人当たり保険料は軽減前が 9 万 7,122 円、軽減後は 7 万 1,702 円 * 保険料賦課限度額についても、平成 31 年度は平成 30 年度と同額の 62 万円 * 保険料軽減の変更については 2 点。①均等割軽減となる所得の基準については 9 割軽減、8.5 割軽減ともに所得基準の変更はないが、平成 30 年度において 9 割軽減の対象となる方の軽減割合が国の制度改正に伴い、平成 31 年度は 8 割軽減。5 割軽減、2 割軽減の所得基準については、国保の基準と同様に変更。②旧被用者保険の被扶養者に対する特例軽減については、加入前は保険料負担がなかったことに鑑み、特に配慮した軽減措置が行われ、平成 31 年度は平成 30 年度と同じ 5 割軽減となるが、国の制度改正に伴い、資格取得後 2 年を経過する月までの間に限られるもの * 被保険者数は、県全体と同様で増加傾向にあり、1 月末現在で前年比 159 人増の 1 万 727 人 * 特別徴収と普通徴収の人数割合は、平成 30 年度は賦課人数が 1 万 700 人で、うち特別徴収が 8,460 人、普通徴収が 2,240 人
討 論	反対討論あり
結 果	賛成多数で可決

■ 委員長報告概要 ■

		平成 31 年 3 月定例会
		民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 19 号 平成 31 年度山陽小野田市病院事業会計予算について	
概 要	<p>業務予定量は、入院患者を昨年度比 3 人減の 1 日平均 183 人、延患者数を昨年度比 912 人減の 6 万 6,978 人とし、外来患者を昨年度比 5 人増の 1 日平均 416 人、延患者数を昨年度比 28 人減の 10 万 256 人と予定</p> <p>収益的収支について、収益的収入の総額を昨年度比 6,738 万 6,000 円増の 43 億 6,590 万 7,000 円。収益的支出の総額を昨年度比 998 万 7,000 円増の 44 億 6,399 万 3,000 円</p> <p>資本的収支について、資本的収入は昨年度比 2,118 万 1,000 円増の 1 億 7,693 万 2,000 円。資本的支出は昨年度比 3,040 万 8,000 円増の 5 億 5,476 万 2,000 円。不足額 3 億 7,783 万円は、内部留保資金等で補填</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 外来患者について 1 日平均患者数が増えているにもかかわらず、延患者数が減っているのは、天皇即位に伴う 10 連休の影響で、平成 31 年度の外来診療日が昨年度と比べ 3 日減の 241 日となったため * 病床稼働率は 85.1% で、平均在院日数は現在のところは 16 日前後 * 産科で最新の 4D のエコーを購入することによって、産科患者数増が見込めるとの考え * 各個室の目標稼働率について、1,500 円の部屋を 93%、3,300 円の部屋を 94%、4,000 円の部屋を 90%、5,000 円の部屋を 88%、8,000 円の部屋を 65% とし、それぞれ平成 29、30 年度を参考に設定。全体としては 88% の計画 * 本市の健診受診率が低いことから、市民病院がそれにどのように関わっていけるか市民に提示する必要があるため、検討し直し結論付ける考え * 一時借入金残高については 3 月 7 日時点で 1 億円。3 月 1 日に山口銀行と財政融資資金に企業債の償還があったため、2 月末に借りたもので、利子は地方公共団体向け短期市場金利で 1.475% 	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

■ 委員長報告概要 ■

	平成 31 年 3 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 28 号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	県からの権限移譲事務のうち、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び理容所検査手数料等について、消費税及び地方消費税の率の引上げに伴い県の手数料が改正されるため、本市においても県と同額の手数料を定めるよう所要の改正を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 理容所検査手数料等については、それぞれ 10 円から 20 円の増額となるもの。検査は年間平均 7 件から 8 件で、影響額はほとんどないとの市の考え * 長期優良住宅建築等計画認定に関する申請は年間 70 件程度あるが、近年、今回の手数料改正で増額となる部分に該当する申請の実績はなく、平成 31 年度の予算への影響額は少ないとの市の考え
討 論	反対討論あり
結 果	賛成多数で可決

議 案 件 名	議案第 29 号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	平成 31 年 10 月から消費税率が 10%に引き上げられることに伴い、低所得者の保険料負担の軽減を行うための所要の改正を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 消費税率が 10%に引き上げられたときに、現在の第 1 段階の軽減率を更に強化するとともに、第 2 段階及び第 3 段階に属する方を加えた市民税非課税世帯全体を対象とすることが予定されていたので、これを実施するもの * 年間の保険料については、第 1 段階が 3 万 3,000 円を 2 万 4,750 円、第 2 段階が 4 万 6,200 円を 3 万 7,950 円、第 3 段階が 4 万 9,500 円を 4 万 7,850 円にそれぞれ軽減 * 対象者数見込みは、全体で 7,290 人 * 公費負担は、国庫が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市が 4 分の 1 で、本市の負担は 1,236 万 7,100 円の見込み * 国の平成 31 年度予算の成立及び政令改正を待って施行する必要があるため、施行日は公布の日から起算して 3 か月を超えない範囲内で規則に委任
討 論	なし

結 果	全員賛成で可決
-----	---------

議 案 件 名	議案第 30 号 山陽小野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、関係規定の整合を図るため、本条例の一部を改正するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> *改正は3点①貸付利率を3%から3%以内で条例で定める率とされたことにより、条例中の「3パーセント」を「1パーセント」とするもの ②災害援護資金の償還方法に月賦償還を追加されたことにより、条例中の償還方法に月賦償還を加えるもの ③保証人が削除されたことに伴い、条例中の「保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改めるもの *施行期日は、法律及び施行令の施行日と同様の平成31年4月1日とし、施行前に生じた災害において被害を受けた世帯については従前の例によることとするもの *貸付対象者は、大規模災害等において負傷又は住居の全壊や半壊、家財の損害を受けた方。また、県内において、1以上の市町村が災害を受けた場合に、県内他市町村でも適用
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 31 号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関しては、基準省令に従い、または参酌して条例を定めることとされており、基準省令のうち、従うべき基準について改正がされたため、本条例の一部を改正するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> *改正は4点①代替保育の提供先の緩和。連携業務のうち代替保育の提供について小規模保育所を連携施設とすることを可能とするもの ②食事の外部搬入の容認範囲の拡大。食事は自園調理が原則だが、適切な食育計画の策定や栄養士による指導が受けられる体制にあるなど、一定の条件を満たす場合には、市が認める事業者からの外部搬入を可能とするもの ③食事の提供に係る経過措置の延長。調理設備の設置や調理員の配置などの規定について、経過措置を5年から10年に延

	<p>長するもの</p> <p>④職員の資格の追加。保育士数の算定に当たって、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができるが、これに准看護師を追加し、保育士不足を緩和するもの</p> <p>*施行日は平成31年4月1日</p> <p>*対象は小規模保育事業所2か所で、改正による影響なし</p>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第32号 山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	児童福祉法の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令のうち、従うべき基準である「事業に従事するもの」について改正がされたため、本条例を改正するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>*平成31年4月1日から、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として「専門職大学」の制度が設定。この専門職大学は、前期・後期に課程を区分することができるとされており、前期課程の修了者は短期大学卒業者と同等とみなされることから、放課後児童支援員の基礎資格を有する者として、本条例に専門職大学の前期課程を修了した者を加えるもの</p> <p>*施行日は平成31年4月1日</p> <p>*放課後児童支援員は、1支援単位に2名以上配置しないとけないが、そのうち1名は補助員でよいこととなっており、社会福祉協議会に委託している事業所においては、約6割が保育士又は幼稚園教諭の資格を有している者で、約4割が補助員として保育士等の資格はない職員が配置</p> <p>*支援員賃金単価については、来年度から各事業所で設定</p>
討 論	反対討論あり
結 果	賛成多数で可決

議 案 件 名	議案第33号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	<p>国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成31年4月1日から施行されるのに伴い所要の改正を行うもの</p> <p>改正内容は、保険料の賦課限度額引上げと保険料軽減判定基準の緩和</p>
論点又は質疑	*保険料の賦課限度額引上げについて、国は医療保険料に関する

<p>によって明らかになった事項</p>	<p>る負担の公平性を確保するため、被用者保険との開きのある国保における賦課限度額超過世帯の占める割合を引き下げようと、限度額を段階的に引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> *平成31年度は基礎賦課分について3万円引き上げるもので、改正に伴う影響額は平成30年度当初賦課ベースで9世帯、約257万円の増額 *保険料軽減判定基準の緩和について、物価上昇を見込み、低所得者の負担に配慮し、軽減判定基準を緩和するもの *軽減判定基準は、近年の物価上昇を受け平成26年度から連続で引き上げられており、改正に伴う影響額は、平成30年度当初賦課ベースで65世帯、約149万円の減額
<p>討 論</p>	<p>なし</p>
<p>結 果</p>	<p>全員賛成で可決</p>

<p>議 案 件 名</p>	<p>議案第34号 山陽小野田市食育推進会議条例の制定について</p>
<p>概 要</p>	<p>食育基本法第33条第1項の規定に基づき、山陽小野田市食育推進会議を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるもの</p>
<p>論点又は質疑によって明らかになった事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> *本市における食育の推進に関して、市食育推進計画の作成及びその実施を推進していくために設置するもの *食育推進会議委員は15名以内で、農林水産や環境リサイクル、保育園・幼稚園・学校、食品関連企業や地区組織のそれぞれの関係者、学識経験者など *環境リサイクル関係者については、食品ロス削減を目指した運動の展開に取り組んでいく上での見地を持つ方を想定 *農林水産関係者については、実際に農業や漁業に携わる方の専門的な見地から意見をもらいたいとの市の考え *委員の構成については、第2次食育推進計画に掲げる重点課題から多機関、多分野での審議が必要となることによるもの *委員の任期は2年間 *会議の開催は年2回を想定 *条例の施行日は平成31年4月1日 *県内では下関市、宇部市、下松市、岩国市、周南市が設置しているが、全て条例ではなく要綱による設置
<p>討 論</p>	<p>なし</p>
<p>結 果</p>	<p>全員賛成で可決</p>

■ 委員長報告概要 ■

	平成 31 年 3 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 37 号 山陽小野田市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	平成 31 年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、市民病院の使用料及び手数料について所要の改正を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*180 日超えの長期入院選定療養費該当者は、平成 29 年度が 1 名、30 年度は 2 名
討 論	反対討論あり
結 果	賛成多数で可決

議 案 件 名	議案第 43 号 財産の無償譲渡について
概 要	旧小野田保健センターを一般社団法人小野田医師会に無償譲渡することについて議会の議決を求めるもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>*財産を譲渡する理由は 3 点①現況のまま市が保有を続けることにより、市の経費の負担が続くこと②民間等に譲渡し、再活用することで、経費削減につながるだけでなく、固定資産税等の新たな収入を生み、市に財政的なメリットがあること③有償貸付を選択しても、譲渡と比較して財政的なメリットは少ないこと</p> <p>*財産の譲渡に係る方向性は 3 点①旧小野田保健センターの同敷地内の環境及び近接した位置に市民病院があることから、本市の保健・医療の拠点として、その充実に資するものであること②隣接する急患診療所の業務に支障を生じさせないものであり、また、急患診療所業務の円滑な遂行のための緊急的・一時的な使用が可能であること③譲渡する財産は建物のみとし、土地については有償貸付けとすること</p> <p>*譲渡先の選定については、一般公募は行わないものとし、方向性を全て満たす団体として、かねてより旧小野田保健センター建屋の活用について要望のあった小野田医師会を譲渡先として選定。小野田医師会からは厚狭郡医師会との合併後の新医師会の事務局等として活用したいとの要望</p> <p>*無償譲渡とする理由は 2 点①施設整備費補助金 741 万 7,680 円が適正化法により返還が不要となることなど、有償譲渡の場合と比較して、市にとって財政的なメリットが大きいと推定されること</p> <p>②医療環境が厳しさを増す状況下にあつて、本市の地域医療</p>

	<p>のみならず、保健・福祉・教育分野において、医師会とより強固な協力関係を構築できること</p> <ul style="list-style-type: none"> *無償譲渡の日は、水道電気の分離工事等が終了してからと考えており、平成 31 年 6 月 1 日 *小野田医師会と厚狭郡医師会が平成 31 年 4 月合併予定で、対等合併ではあるが、形式的には吸収合併の方式を取り、小野田医師会の権利等は全て新医師会（山陽小野田医師会）に継承 *譲渡後の建物には、新医師会の事務局だけでなく、薬剤師会の事務局、将来的には歯科医師会の事務局も同じ場所に置く構想。事務局が 1 か所に集約され、24 時間体制の訪問看護ステーションもあることから在宅医療介護連携での連携の拠点になるとの市の考え *駐車場スペースは市の行政財産なので、急患診療所の駐車場の妨げにならないよう万全を期すとの市の考え
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 44 号 山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
概 要	小野田本山郵便局及び小野田有帆郵便局において住民票の写し等証明書の発行業務を取り扱っているが、取扱期間が平成 31 年 3 月 31 日で満了するため、期間を延長し、指定することについて、議会の議決を求めるもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> *延長後の事務の取扱期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間 *取り扱う証明書の種類は、これまでと同じく戸籍謄抄本、戸籍記載事項証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明、戸籍の附票、印鑑登録証明書 *第三者への交付は不可 *市から郵便局に支払う手数料は 1 通当たり 160 円と消費税を加えたもの *本山郵便局の利用者が減少している直接的な理由は不明だが、相談がある場合は市役所や支所を利用しているのではとの市の考え *証明書のコンビニ交付開始後の方向性については、今後の状況を見ながら判断するとの市の考え *簡易郵便局での対応については調査が必要
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 31 年 3 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	平成 30 年議案第 102 号 山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	<p>斎場の名称及び位置の変更、販売行為等の禁止に関する条の削除、業務取扱時間等及び使用料の変更を行うための一部改正で、供用開始日は平成 31 年 7 月 1 日</p> <p>平成 30 年 12 月議会において審査し、委員間で議論をしたが、特に使用料のあり方について議論が集中し、更なる調査が必要と捉え継続審査としていたもの</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 議論を重ねる中で、待合個室の使用料を検討してはとの意見が新たに出てきたため、待合室料の算定を執行部に求めたが、元々、待合個室の使用料を徴収する設定で建設していないこともあり、根拠となる料金の提示が困難。公民館等の公共用施設の会議室等の使用料の基準に基づき試算した結果、1 時間当たり 1 部屋 135 円となり斎場は通常 2 時間ぐらいの利用を考えれば約 270 円との報告</p> <p>* 使用料を規定する第 8 条別表の本市住民の死体等を火葬する場合、12 歳以上 5,000 円を 2,000 円に、12 歳未満 3,500 円を 1,400 円に、死産児 2,500 円を 1,000 円に、胞衣又は身体の一部 1,000 円を 400 円に、その他 12 歳以上 3 万 5,000 円を 3 万円に、12 歳未満 2 万 5,000 円を 2 万 1,000 円に、死産児 1 万 8,000 円を 1 万 5,000 円に、胞衣又は身体の一部 7,000 円を 6,000 円にそれぞれ修正</p>
討 論	<p>修正案 賛成討論あり</p> <p>修正部分を除く原案 なし</p>
結 果	<p>修正案 全員賛成で可決</p> <p>修正部分を除く原案 全員賛成で可決</p>

■ 委員長報告概要 ■

	平成 31 年 3 月 定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 13 号 平成 31 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について
概 要	<p>予算総額は、歳入歳出とも前年度当初予算に比べ、480 万 9,000 円増額の 2,400 万 8,000 円とするもの。</p> <p>歳入については、1 款 1 項 1 目駐車場使用料は平成 30 年度の収入見込額を勘案し、1,870 万 4,000 円とし、主なものは厚狭駅南口駐車場使用料 1,700 万円、定期駐車券分 150 万円。2 款 1 項 1 目繰越金は 525 万 6,000 円、3 款 1 項 1 目雑入は自動販売機の電気料 4 万 8,000 円である。</p> <p>歳出について、1 款 1 項 1 目一般管理費 923 万 5,000 円の主なものは光熱水費、修繕料など 11 節需用費 183 万 4,000 円、機械器具借上料など 14 節使用料及び賃借料 554 万 2,000 円、2 款 1 項 1 目予備費 1,477 万 3,000 円などである。</p> <p>なお、平成 31 年 1 月 31 日までの実績で、駐車枠 190 台に対する稼働率は 74% である。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「プリカの販売所を増やすことはできないか」との問いに「駐車場の出入口付近に自動販売機を設置するとなれば、防犯カメラの設置などいろいろな条件が必要となる」との答弁。 ・ 「一般管理費 313 万 2,000 円減の要因は」との問いに「平成 30 年度は駐車場出口の機械器具更新に伴う土木工事を行ったが、31 年度は工事等の予定がない」との答弁。 ・ 「障害者用の駐車場を増やす計画は」との問いに「現在 5 台設置しているが、未舗装部分の整備をする時に検討する」との答弁。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 31 年 3 月 定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 17 号 平成 31 年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算について
概 要	<p>予算総額は、歳入歳出とも前年度比 42 万 6,000 円増額の 1,114 万 9,000 円を計上している。</p> <p>歳出について、1 款 1 項 1 目市場管理費 1,109 万 9,000 円の主なものは運営協議会設置による 1 節報酬 5 万 2,000 円、フォークリフトの法定検査、電気設備メーターと防犯カメラの修繕など 11 節需用費 518 万 4,000 円で 12 節役務費、13 節委託料はほぼ例年どおりである。</p> <p>歳入について、1 款 1 項 1 目 1 節市場使用料は 25 万 7,000 円減額し 128 万 6,000 円を見込んでいる。3 款繰越金 1 万円は枠取り、4 款 1 項 1 目 1 節雑入 178 万 8,000 円は卸売業者等からの光熱水費負担金であり、2 款繰入金 806 万 5,000 円は歳出に対する歳入の不足分を一般会計から繰り入れるもの。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「市場についての管理計画はあるか」との問いに「管理計画はなく、平成 24 年度に中央青果株式会社の経営改善計画提言書が出されており、これに基づいて市場の運営を図っている」との答弁。 ・ 「経営計画が必要ではないのか」との問いに「来年度中に作成予定である」との答弁。 ・ 「数字的にかなり落ち込んだ状況にあるが、出荷者などとの協議はされているか」との問いに「取扱高の減少要因をよく分析した上で、出荷者・卸売業者も含め協議の場を持ちたい」との答弁。 ・ 「学校給食センターが始まってからも前年度割れが続いている原因は」との問いに「学校給食についてはセンターができる前から取引していた」との答弁。 ・ 「平成 30 年度の取扱量も取扱高もあまりにも下がりすぎているが、どういう状況か」との問いに「その要因を今から分析する」との答弁。

	・ 「約 800 万円の繰入金についての考え方は」との問いに「これは運営費ではなく、施設開設者として施設を適切に維持管理していくための費用である」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 31 年 3 月 定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 18 号 平成 31 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について
概 要	<p>歳入歳出予算総額を前年度比で 15 億 1,834 万 8,000 円増の 103 億 6,395 万 6,000 円とするもの。</p> <p>歳入については、1 款競走事業収入 1 項事業収入は 2 目 1 節勝車投票券発売収入 98 億 6,592 万 7,000 円などで 98 億 7,997 万 8,000 円、2 項事業外収入は 1 節雑入の場外発売事務協力収入 4 億 717 万 9,000 円など 4 億 2,923 万 9,000 円、3 項財産収入は 1 目 1 節土地建物貸付収入 449 万 6,000 円など 451 万 9,000 円、2 款繰入金は 1 項 1 目 1 節山陽小型自動車競走場施設改善基金繰入金 5,021 万円などである。</p> <p>歳出については、1 款競走事業費 1 項 1 目一般管理費は山陽小型自動車競走場施設改善基金積立金 4,502 万円など 7,759 万 8,000 円、2 項 1 目事業費は 13 節委託料の包括的民間委託料 6 億 2,000 万円、競走会業務委託料 2 億 783 万 3,000 円、インターネット投票業務委託料 1 億 7,488 万 3,000 円、19 節負担金、補助及び交付金の JKA 交付金 1 億 8,865 万円など 27 億 1,294 万 8,000 円、2 目賞典費は選手賞金 5 億 2,104 万 4,000 円、3 目勝車投票券払戻金 68 億 3,350 万円などが主なものである。</p> <p>本場開催は平成 30 年度と同じ 48 日、場間場外発売日数は 309 日で総営業日数は 357 日となる。</p> <p>競輪場外サテライト発売箇所は、平成 24 年度は 2 箇所であったが、業界全体の取組から現在は 31 箇所になっている。</p> <p>4 重勝式「当たるんです」については平成 30 年度の見込を踏</p>

	まえ 17 億 393 万 6,000 円を計上している。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「平成 31 年度予算の特徴は」との問いに「新重勝式が平成 30 年度の 1 億 5,000 万円に対し、17 億円を計上したこと」との答弁。 ・ 「財産運用収入 264 万 6,000 円減額の原因は」との問いに「近年売店の利用者が減っていることから、場内の 3 団体の売店から家賃の減額要望があり、建物貸付収入の減額措置をとったもの」との答弁。 ・ 「埴生地区の地域貢献の観点から駐車場を利用して、移動マーケットや移動の医療出張診療所など考えられないか」との問いに「オートでというのではなく、市全体として採り上げるべき問題である」との答弁。 ・ 「借地である駐車場についての費用はどれだけか」との問いに「1 年間で約 920 万円ほどである」との答弁。 ・ 「1,500 万円に増額した地域公益事業の活用については」との問いに「企画財政サイドが各課から公の施設や社会福祉施設の修繕箇所などの情報を吸い上げ、精査し、予算配分をしている。」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 31 年 3 月定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 20 号 平成 31 年度山陽小野田市水道事業会計予算について
概 要	<p>年間有収水量は平成 29 年度決算実績の 98.3%を見込んでい</p> <p>る。</p> <p>収益的収支については、収入合計は前年度当初比較で 3,031 万 3,000 円増の 15 億 4,957 万 1,000 円、支出合計は前年度当初比較で 353 万 8,000 円増の 14 億 360 万 5,000 円を計上している。結果、単年度において税処理後の損益計算では 9,707 万</p>

	<p>9,000 円の利益が生じる編成となっている。</p> <p>資本的収支は、支出の建設改良費において、宇部市との広域化を検討中であることから老朽管の更新工事を縮小し、支出総額は 9 億 2,414 万 7,000 円を計上。これらの財源となる資本的収入では、上水道企業債として 2 億 490 万円の新規借入を行い、企業債等の外部資金を調達しても差引収支で 6 億 4,423 万 2,000 円の不足金が生じるので、積立金を約 1 億 3,900 万円余り取り崩して補填することになっている。</p> <p>平成 31 年度末での内部留保金は 5 億 5,020 万 3,000 円、企業債残高は 48 億 9,355 万 6,000 円の見込である。</p>
<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「昨年度決算より、収益が伸びたのはどの部分か」との問い「13 ミリ、20 ミリの料金収入は減少気味だが、料金単価の高い 25 ミリ以上の営業用、工業用の収入が増えた」との答弁。 ・ 「有収水量 98.8%とした根拠は」との問いに「平成 30 年度決算見込み値が 29 年度の 99.8%で、その数字をベースとし、さらに 1%の安全率を見込んだ」との答弁。 ・ 「新規借入れ 2 億 490 万円、この財源はどこに充てるのか」との問いに「建設改良工事の事業費の一部に充てる」との答弁。 ・ 「ペットボトルは何本作製する予定か」との問いに「毎年 5,000 本作製しているが、現在の在庫はほとんどなく、平成 31 年度は市長部局とパラリンピックへの取組として 1 万本を制作予定である」との答弁。 ・ 「建設改良費が随分減額されているが実施計画通りにいくのか」との問いに「宇部市との広域化協議をしている中で、料金改定が難しくなっており、当面は料金収入の範囲でできる工事量をやっていく」との答弁。 ・ 「簡易水道を上水道と統合することについての説明を」との問いに「山陽地区にある 2 か所の簡易水道が老朽化しており、安全安心な水を供給するために水道事業に統合するもので、費用負担については今後市長部局と話しをする」との答弁。

討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

平成 31 年 3 月 定例会
産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第 21 号 平成 31 年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について
概 要	<p>収益的収支について、収入は契約水量を日量 500 m³減量するため給水収益が減額となり、収入合計は前年度当初比較で 192 万 1,000 円減額の 2 億 9,524 万 3,000 円となる。支出は前年度当初比較で 952 万 5,000 円増の支出合計 2 億 4,077 万 3,000 円となり、結果、税処理後の単年度損益では 5,270 万 5,000 円の利益が生じる編成となっている。</p> <p>資本的収支について、収入は病院会計からの貸付金償還金のみで収入合計 6,600 万円。支出は建設改良費において工事は行わず営業設備費と企業債償還金の支出合計は 2,595 万 1,000 円を予定している。収入の 6,600 万円は平成 19 年度決算において措置されたもので、支出合計額が差引不足額となる。なお、不足額は損益勘定留保資金等で補填する。</p> <p>平成 31 年度末での内部留保金は 6 億 3,450 万 9,000 円、企業債残高は 1 億 4,003 万 6,000 円となる。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「平成 31 年度予算での特徴は」との問いに「水道局が供給できる工業用水量は 1 日 2 万 4,700 m³であるが、初めて 500 m³の余りがでたことである」との答弁。 ・ 「500 m³減ったのはその企業の企業努力か」との問いに「田辺三菱製薬工場が会社の方針で減量された」との答弁。 ・ 「病院会計からの償還金の残額は」との問いに「1 億 3,200 万円で、あと 32、33 年度で完済」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

		平成 31 年 3 月 定例会
		産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 22 号 平成 31 年度山陽小野田市下水道事業会計予算について	
概 要	<p>平成 31 年度から公共下水道事業及び農業集落排水事業を統合し、下水道事業会計として公営企業会計に移行する。</p> <p>業務予定量については、水洗化戸数は 1 万 3,099 戸、年間総処理水量は 388 万 3,791 m³を見込み、主要な建設改良事業として管渠建設事業費、ポンプ場建設事業費、処理場建設事業費を挙げている。</p> <p>収益的収支について、収入は下水道使用料 6 億 4,360 万円、一般会計からの繰入金である他会計負担金 5 億 7,421 万 7,000 円、他会計補助金 9,461 万 8,000 円などで合計は 18 億 3,150 万 3,000 円。支出は管渠費、ポンプ場費、処理場費、水質管理費、減価償却費などの営業費用 15 億 865 万 1,000 円、営業外費用 2 億 6,623 万 8,000 円などで合計は 17 億 9,730 万 1,000 円である。</p> <p>資本的収支について、収入は建設改良費の財源である企業債 8 億 1,560 万円、出資金では企業債の元金償還金などに対する一般会計繰出金 3 億 9,877 万 3,000 円、補助金では社会資本整備総合交付金 4 億 5,625 万円などで収入合計は 16 億 9,242 万 3,000 円。支出は建設改良費 10 億 6,089 万 4,000 円、企業債償還金 13 億 5,019 万 5,000 円などで支出合計は 24 億 1,158 万 9,000 円となる。この結果、差引不足額が 7 億 1,916 万 6,000 円となり、損益勘定留保資金等により補填するものとする。</p> <p>平成 31 年 4 月 1 日時点での企業債残高は 176 億 1,085 万 1,000 円である。</p> <p>平成 31 年度末の普及率は 54.5%になる予定である。</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国庫補助金 4 億 5,625 万円は平成 31 年度内に事業執行して、完了するのか」との問いに「完了予定である」との答弁。 ・ 「企業債の利率で、水道事業関係は年 4%以内で、下水は 5%以内となっている。その違いは」との問いに「特別会計のと 	

	<p>きと合わせて設定している。実際の利率は 0.5%程度である」との答弁。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「貸借対照表から企業債合計と資産合計がはっきりしたが、企業的にはどうなのか」との問いに「他市との詳細な比較はしていないが、地方債残高や公債費についての元利償還金など高い状況にあると思う」との答弁。 「マンホールカードはどれくらい見込んでいるか」との問いに「ロゴマークをデザインしたマンホールを 2 箇所設置し、そのカードを作成する予定で、印刷費は 4 万円程度である。また、デザインマンホールが汎用性のマンホールにも使えるのであれば工事現場のマンホールにも使い、観光資源にしたい。」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 31 年 3 月定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 35 号 山陽小野田市地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	今回の改正は、これまで議会からあった指摘事項や市場関係者からの要望を反映させ、また 10 月 1 日の消費税率の改定、これらに係る条項の改正及び追加をするものである。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> 「市場の活性化が重要と思うが、その観点からの改正点は」との問いに「第 63 条で規定した市長が認可した後の監督及び処分、それに第 69 条以降の運営協議会の二つである」との答弁。 「運営協議会は意見だけで、権限はないのか」との問いに「あくまで市長に対して意見を述べるということである」との答弁。 「第 62 条の (2) で職員の立入りや状況調査云々とあるが、拒否できないということか。また罰則規定はあるか」との問いに「できる規定であるが、市として強い態度を示していき、調査により発覚した不正行為が、第 63 条に当てはまるもの

	<p>であればそれなりの罰則規定がある」との答弁。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「運営協議会は公開か」との問いに「秘密裏に行わなければならないものではなく、公開は十分可能である」との答弁。 ・ 「第 37 条から 40 条の改正がないのは」との問いに「青果販売を廃止の方向で検討していることによる。また、市場法の改正の施行が来年 6 月となるのでそれに合わせ、市の条例も改正予定である」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

		平成 31 年 3 月定例会
		産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 36 号 山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	<p>今回の改正は、消費税法の改正に伴い、平成 31 年 10 月以降の下水道使用料に係る消費税を現在の 8% から 10% へ変更するもの。なお、農業集落排水施設使用料は下水道使用料に準ずるとなっており、条例の改正は不要である。また、平成 31 年 10 月 1 日以後適用する消費税率に関する経過措置についても規定している。</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「改正による利用者の影響額は」との問いに「1 世帯 4 人家族のパターンでは 2 ヶ月で 166 円程度の負担増となる」との答弁。 	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

■ 委員長報告概要 ■

		平成 31 年 3 月定例会
		産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 38 号 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	<p>今回の改正は、平成 31 年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% に引き上げられることに伴い、水道料</p>	

	<p>金及び加入金について所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、平成 31 年 10 月 1 日以後の経過措置については 6 通りのケースがあり、それぞれについての規定を定めている。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「この改正による一般家庭への影響額は」との問いに「1 期分で 130 円、2 期分で 260 円程度で 300 円弱の上昇である」との答弁。 ・ 「影響を受ける戸数は」との問いに「13 ミリと 20 ミリで約 2 万 8,000 件くらいである」との答弁。 ・ 「検針日により 1 日違いで金額が違うケースがあるが」との問いに「1 日違いで随分金額が変わるので、そのようにならないよう対応する」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 31 年 3 月定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 39 号 山陽小野田市工業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	今回の改正は、平成 31 年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% に引き上げられることに伴い、工業用水道料金等について所要の改正を行うものである。また、改正条例第 1 条は工業用水の使用者名の変更である。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	なし
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 31 年 3 月定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 40 号 山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

概 要	今回の改正は、技術士試験の詳細を規定している技術士法施行規定において、第二次試験の選択項目内容を平成 31 年 4 月 1 日から変更することにより、水道法施行規則においても布設工事監督者の資格要件内容を平成 31 年 4 月 1 日から変更するものである。これに伴い、「山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例」も同様に第 3 条第 1 項第 8 号中「又は水道環境」を削るというものである。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	なし
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 31 年 3 月定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 48 号 平成 31 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 回）について
概 要	<p>今回の補正の主な内容は、ミッドナイトオートレースの本格的導入に伴う補正で、歳入歳出それぞれ 12 億 6,500 万円を追加し、歳入歳出総額を 116 億 2,895 万 6,000 円とするものである。</p> <p>歳入については、ミッドナイトオートレースを 20 日間の開催を予定し、勝車投票券発売収入を 1 日平均 6,250 万円の売上を見込み、12 億 6,500 万円増額するもの。</p> <p>歳出では、CS 放送業務委託料、競走会業務委託料、インターネット投票業務委託料など委託料 2 億 5,887 万 3,000 円、JKA 交付金など負担金、補助及び交付金 3,731 万 7,000 円、補償、補填及び賠償金で勝車投票券払戻金 8 億 7,500 万円、競走車・消音マフラーの保管庫建設費等で工事請負費 864 万円などにより、補正における支出は 12 億 6,370 万 3,000 円で予備費は 129 万 7,000 円である。</p> <p>また、累積債務返済状況及び今後の計画が示された。それによると、ミッドナイトの売上げを厳しめに想定し、1 日 5,000 万円とした場合で平成 47 年度には 300 万円の黒字になる。ま</p>

	<p>た、売上げがさらに伸びた場合の計画では累積赤字解消基金積立が加速化し、平成 44 年度には一般会計への繰出しが可能であり、地域・まちづくりへの貢献を進めたいとの考えが示された。</p>
<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ミッドナイトの本格的導入はいつになるか」との問いに「関係機関との協議では夏場あたり、8 月か 9 月にはできるのではないか」との答弁。 ・ 「今後の消音や照明について詳しい説明を」との問いに「音量調査でも問題はなかったが、新品のマフラーを使用することで消音効果はさらに上がる。照明については試験開催で使用したものは光が漏れるものであったが、本格的導入では、佐賀競馬やピョンチャンオリンピックのジャンプ競技で設置され、対象箇所だけを照らすことが証明されている LED 照明を使用する」との答弁。 ・ 「債務返済計画で売上予測は、どのようにして出したものか」との問いに「どれも厳しめに設定し、本場開催の売上げは 48 日で 75 億から 80 億円、ミッドナイトは 1 日 5,000 万円、重勝式については会員も増えている状況だが、19 億 5,000 万円に抑えた額にしている」との答弁。
<p>討 論</p>	<p>なし</p>
<p>結 果</p>	<p>全員賛成で可決</p>

■ 委員長報告概要 ■

		平成 31 年 3 月定例会
		一般会計予算決算常任委員会
議 案 件 名	議案第12号 平成31年度山陽小野田市一般会計予算について	
概 要	平成 31 年度山陽小野田市一般会計予算は、歳入歳出とも 302 億 5, 100 万円で、前年度当初予算に比較して 1. 9%、5 億 7, 500 万円の増額となる。財政力指数は 3 か年平均で 0. 611、実質公債費比率は 8. 6%を見込む	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>【総務文教分科会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎耐震改修事業（耐震対策・老朽化対策・防災対策） ・観光プロモーション事業 <p>○ハロウィンイベント実施事業</p> <p>10 月の最終日曜日に市内の商業施設においてプロジェクションマッピングやステージショー、特産品マルシェなどの参加型イベントを開催して、本市の誇る芸術文化・景観・行事・人物・物産等の魅力を大々的にPRするとともに、市民の地域や市に対する誇りや愛着の醸成を図る</p> <p>実行委員会「スタジオ・スマイル」を設立、補助金 1, 000 万円を支出 支出内訳：プロジェクションマッピング約 800 万円 イベント等の経費約 200 万円</p> <p>財源内訳：地方創生推進交付金 500 万円、一般財源 500 万円</p> <p>(分科会での自由討議)</p> <ul style="list-style-type: none"> *ハロウィンという名称に抵抗がある *関係団体や実行委員会と市の関わり方に不安を持っている *チャレンジしてみてもどうか。2 年はしっかり見ていきたい *しっかりと計画や組織を作り、定着させてほしい <p>(委員会での主な質疑)</p> <p>「イベントが終わったら見ることもできないプロジェクションマッピングへの一時的な投資について、どのような議論があったか」との問いに「今までとは違ったイベントであり、分科会では手放しで賛成というような感じではなかったので自由討議を行った。討議の中で計画をしっかりと作ってほしいという要望や、今後の継続性ということについても議論があった。実行委員会についても不確定な部分もあり、これからということなので、今回の分科会の中での意見や、委員会での意見をしっかりと行政が受け止めて実行してもらいたい」との答弁</p>	

○学校司書配置事業

全校配置を維持しながら、1人2校勤務に移行する。31年度は任期付職員2人、臨時職員10人とし、人件費として2,800万円を計上。今年度から引き続き更新で任用される職員については基本同じ学校で、平成31年度任用予定の職員については2校兼務を予定

学校司書を削減し、質が落ちるといったことになったときには、見直しをしなければいけないと考えている

2校兼務になったときの具体的な勤務計画は、1週間で1校が2日、もう1校が3日となり、奇数週に2日行った場合には偶数週に3日行くという、一月で考えると同じ回数学校に行く計画

(分科会での自由討議)

*学校司書を削減しても先生の業務が増えては本末転倒。今回の見直しに当たっては学校司書と教育委員会と学校の現場とできちんと議論すべきだった。学校司書と業務支援員、学校の司書教諭を含めた先生の配置を見ながら、過重労働にならないように見ていきたい

*学校図書室は第2の保健室として子どもたちの心のフォローをしてきたが、削減により対応する時間が確保できないと懸念する。問題が生じれば当然見直すとの答弁を聞き、少し光が見えたが、貸出数さえ減らなければいいという考えになると、実際に読んだか、興味のある本に出会ったかという面で懸念がある

*学校現場の声が教育委員会に上がって、総合的に考えて方向性が決まったかなと思う

*苦渋の中の決断だと思うが、学校ボランティアが学校に来てもらうよう努力すべき

*子供たちに対しては2校で1名体制でも支障はないと思うが、1年間2校に一人の体制にしてみても、子供たちから意見を聞いて、考え直せばいいのではないか

(委員会での主な質疑)

「一度減らしたら、元に戻すのは至難の業。口では検証と言っても、元に戻した例を知らないが、本当に検証するのか」との問いに「今回の削減の理由には、ALTや学校業務支援員の新たな設置などもあり、削減はやむを得なかったという答弁があった一方、委員から検証をしっかりとしてほしいという指摘があった。前例がないと言われるが、何か教育的に影響があるかどうかを、しっかりと委員会として注視し、前例に捉われず、委員会としても指摘していきたい」という答弁

○学校業務支援員配置事業

教員の働き方改革の取組として、学校に学校業務支援員を配置し、学校の事務的業務を補助することにより、教員の長時間勤務の削減を図る。時間外勤務時間数の20%削減が目標

学習プリントや学級だより、会議資料等の印刷等業務や、児童生徒の提出物の点検・作品掲示、教材・教具の準備や片付けなどの学習・学級事務業務、アンケート集計処理や各種調査のデータ入力等の集計・データ入力等業務、その他学校行事の補助や進路事務、保健室業務等を想定しており、働き方改革推進校と位置付ける厚狭小、厚狭中、小野田中、竜王中、高千帆中の5校に配置する。1日4時間、週5日勤務

平成31年度事業費は307万9,000円を計上。雇用形態は非常勤臨時職員。県補助金は賃金の2分の1で152万8,000円。県の補助事業であるが、単年度なのか、継続されるのかは決まっていない

(委員会での主な質疑)

「非常勤臨時職員の契約期間は」との問いに「補助事業が継続するのか、単年度なのか決まっていないため、1年契約と理解している」との答弁

「学校業務支援員の業務内容にクラブ活動も含まれるのか」との問いに「業務内容にクラブ活動は入っていない」との答弁

「学校業務支援員に資格は必要か」との問いに「特に資格は問わない」との答弁

【民生福祉分科会】

- ・公立保育所看護師配置事業
- ・成人健康診査事業
- ・スマイルエイジングプロジェクト
- ・地域生活支援拠点整備事業
- ・特定空家等除去事業
- ・空家等の適正管理の補助事業
- ・証明書コンビニ交付事業

○子育て総合支援センター管理・運営事業

重点施策「子育て世代から選ばれるまち推進プロジェクト」の子育て支援の充実に該当する事業。来館者は平成31年1月末時点で、平成30年度の目標値5,800人を大きく上回る1万8,560人

校区別の来館者は高千帆校区38%、厚狭校区17%、小野田校区12.8%、高泊校区9.8%。本山や津布田からの来館者は少ない。市外の利用者は約1,500人

(委員会での主な質疑)

「本山や津布田からの来館者が少ない理由は」との問いに「執行部は遠いところの来館者が少ないと考えている」との答弁

「遠い市外から1,500人も来館しているのはなぜか」との問いに「センターに近い宇部市の方が来ていると考えている」との答弁

○健康マイレージ事業

県が実施している「やまぐち健康マイレージ事業」に市として取り組むもの。参加者がチャレンジシートを入手し、健診や各種健康づくり等の活動を実施してポイントを貯め、35 ポイント以上で特典カードと交換し、サービスが受けられる。平成 31 年度は対象を 18 歳以上の在勤・在学から小学生以上に広げ、特典カード以外にも市の独自インセンティブとして先着者への参加賞、抽選で健康グッズが当たるなどを追加

現在の実績は、特典カードの交付数が 308 部

市では、健康マイレージは健康づくりを進めていく上で非常に重要な事業であると捉えており、他課とも一緒にスポーツ振興も絡めて、どのような形にすればスポーツや健康づくりのきっかけになるか協議している。できれば 32 年度には形にしていきたいとの考え

(委員会での主な質疑)

「31 年度の議論をしているのに 32 年というのはどうなのか」との問いに「独自性を出すべきではないかと委員会として指摘しており、スポーツや健康づくりのきっかけということで、本来であれば 31 年度にできればよいが、現実にはなかなか難しいということから、できれば 32 年度に形にしていきたいという答弁があった」との答弁

【産業建設分科会】

- ・街路灯修繕事業
- ・用途地域見直し事業
- ・駅舎バリアフリー化整備事業
- ・県営経営体育成基盤整備事業（郡・川東地区）
- ・農地利用最適化推進事業

○竜王山公園オートキャンプ場改修事業

竜王山公園オートキャンプ場内の 2 施設の改修事業

竜の形をしたローラー滑り台が設置後 20 年経過し、老朽化が著しく、ステンスローラー約 300 本、軸受け、ボルトなどの部品の交換と着地部のマットを取り替える予定で、工事費は 259 万 6,000 円。財源はふるさと支援基金 250 万円、一般財源 9 万 6,000 円。通常の修理費では足りないため、今回、予算要求となった。整備には 3 か月程度かかる見込みで、夏休みには間に合わない

オートキャンプ場内の高圧受変電設備の更新で、設置後 20 年を経過し、老朽化の兆候が見られ、感電や火災等の事故の危険性が高くなっている。工事費は 2,051 万 5,000 円、財源は地方債 1,530 万円、一般財源 521 万 5,000 円

(委員会での主な質疑)

「この公園は土日也非常に利用者が多いが、ほかの遊具の点検も行っているのか。その状況はどうだったのか」との問いに「ほかの遊具につ

いての言及はなかったが、施設全般をしっかりと点検していくという説明はあった」との答弁

○バス活性化システム整備事業

市内を運行するバス事業者 3 社が実施するバスロケーションシステムの整備に対し、補助金を交付し、バスの利便性向上を図ることで利用促進につなげるもの

バスロケーションシステムとは、バスの運行状況をリアルタイムで利用者に自分が乗りたいバスが今どこを走っているのかをスマホで検索でき、バス停等に表示装置を設置することで、スマホなしでも運行状況を知らせることが可能になるもので、その整備は国が方針として掲げた「路線バスにおける生産性向上の取組」の一環であり、県と関連市町との協調補助事業

事業対象は船木鉄道で、負担割合は、国が 1/3、県 1/10、市 1/10 であり、船木鉄道からの聞き取りにより、市負担分の 50 万円を補助するもの。補助金 50 万円の根拠は、総事業費が 1,000 万円以下と聞いており、その 1/10 の 100 万円を山陽小野田市、宇部市、美祢市で運行距離を勘案した結果

市内のバス停は約 200 か所あるが、表示装置の設置は船木鉄道によると 1 か所から 3 か所程度

(委員会での主な質疑)

「バスロケーションシステムが実際に機能するのか」との問いに「国の指針で幾らかでも利便性等から利用が増えるのではないかという事業と捉えている」との答弁

【理科大分科会】

- ・山陽小野田市立山口東京理科大学薬学部校舎整備事業
- ・山陽小野田市立山口東京理科大学運営費交付金事業

討	論	反対討論あり
結	果	賛成多数で可決

■委員長報告概要■

		平成 31 年 3 月定例会
		一般会計予算決算常任委員会
議 案 件 名	議案第46号 平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算（第10回）について	
概 要	<p>今回の補正は、退職に伴う人件費の補正であり、歳入歳出それぞれ2,208万5,000円を増額し、予算総額を299億7,361万8,000円とするもの。また、埴生地区複合施設整備事業について、今年度事業の年度内完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すための繰越明許費の補正</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>【歳入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○財政調整基金繰入金 2,168万8,000円を増額 補正後の財政調整基金の残高は、40億5,746万4,000円 ○総務費雑入 39万7,000円を増額 退職者のうち、水道局での勤務期間のある者の退職手当について、その期間分を負担してもらうもの <p>【歳出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人件費全般 総務費 <ul style="list-style-type: none"> ・職員手当等 1,913万7,000円を増額 増額理由：市長部局の職員2名の退職によるもの 教育費 <ul style="list-style-type: none"> ・職員手当等 294万8,000円を増額 増額理由：教育長の退職によるもの 退職手当金額は教育長の月額給料×在職月数×0.25 <p>【繰越明許費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埴生地区複合施設整備事業 3,895万8,000円 機械設備工事について、3回の入札、1回の随意契約交渉の不調により、今年度事業の年度内完了が困難となったため、前払金に当たる予算を平成31年度に繰り越すもの 機械設備工事の遅れにより、開設予定が平成32年4月以降となる可能性があり、現在、建築主体工事、電気設備工事も止まっている 	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

■委員長報告概要■

		平成 31 年 3 月定例会
		一般会計予算決算常任委員会
議 案 件 名	議案第47号 平成31年度山陽小野田市一般会計補正予算（第1回）について	
概 要	今回の補正は、プレミアム付商品券事業を実施するため、歳入歳出それぞれ 3 億 7,576 万 4,000 円を増額し、予算総額を 306 億 2,676 万 4,000 円とするもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>【歳入】</p> <p>○国庫補助金 9,776 万 4,000 円増額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレミアム付商品券事務費補助金 2,826 万 4,000 円 ・プレミアム付商品券事業費補助金 6,950 万円 ・国の消費税率引上げに対応した対策のうちの一つ <p>○雑入 2 億 7,800 万円増額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入代金を市として歳入するもの ・対象者は、2019 年度住民税非課税者と 2019 年 6 月 1 日時点で 3 歳未満の子が属する世帯の世帯主で想定対象者 1 万 3,900 人 ・2 万円で、2 万 5,000 円のプレミアム付商品券を購入 <p>【歳出】</p> <p>○職員手当等 203 万 6,000 円、共済費 88 万円、賃金 509 万 4,000 円、需用費 647 万円、役務費 478 万 4,000 円、委託料 600 万円、使用料及び賃借料 300 万円をそれぞれ増額</p> <p>○負担金、補助及び交付金 3 億 4,750 万円増額 使用されたプレミアム付商品券の換金額</p>	
討 論	反対討論あり	
結 果	賛成多数で可決	